

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	子ども・子育て支援事業事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

庄原市は、子育て支援事業給付金事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

広島県庄原市長

公表日

令和7年3月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども・子育て支援事業事務
②事務の概要	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務及び保育所入所審査・保育料の決定に係る事務
③システムの名称	1. 子育て支援システム 2. 統合宛名システム 3. 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)子育て支援ファイル(2)送付先情報ファイル(3)統合宛名ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表の9、127の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	(情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の155の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	生活福祉部 児童福祉課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	庄原市生活福祉部児童福祉課 727-8501 広島県庄原市中本町一丁目10番1号 0824-73-1192
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	庄原市生活福祉部児童福祉課 727-8501 広島県庄原市中本町一丁目10番1号 0824-73-1192
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和7年2月19日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和7年2月19日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	-----------	---

8. 人手を介在させる作業

[] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」に従い、申請時には本人からのマイナンバー取得と本人確認を厳守している。

9. 監査

実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査	[] 外部監査
-------	------------	------------	------------

10. 従業者に対する教育・啓発

従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	--------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	システムへのアクセス可能な職員は、ICカードとパスワードによる認証によって限定しており、アクセス権限の適正な管理を行っている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年1月24日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数いつ時点の計数か	平成28年3月31日時点	平成29年3月31日時点	事後	しきい値基準日の変更
平成30年1月24日	Ⅱしきい値判断項目 2取扱者数いつの時点の計数か	平成28年3月31日時点	平成29年3月31日時点	事後	しきい値基準日の変更
平成30年1月24日	事務の名称	子育て支援給付金事務	子ども・子育て支援事業事務	事後	事務の名称の変更
平成30年1月24日	事務の概要	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務及び保育所入所審査・保育料の決定に係る事務	事後	事務の概要変更
平成30年4月1日	評価実施機関における担当部署	②課長 中原 博明	②課長 近藤 淳	事後	
平成31年2月1日	Ⅳリスク対策	—	項目の追加	事後	基礎項目評価書の記載事項に係る改正により様式が変更されたため
平成31年2月1日	評価実施機関における担当部署	②課長 近藤 淳	②課長	事後	
平成31年2月1日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数いつ時点の計数か	平成29年3月31日時点	平成31年月2月1日時点	事後	しきい値基準日の変更
平成31年2月1日	Ⅱしきい値判断項目 2取扱者数いつの時点の計数か	平成29年3月31日時点	平成31年月2月1日時点	事後	しきい値基準日の変更
令和3年9月1日	I-4 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事後	法令改正に伴う変更
令和7年3月27日	I-3 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の8、94の項	番号法第9条第1項 別表の9、127の項	事後	法令改正に伴う変更
令和7年3月27日	I-4 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の116の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の155の項	事後	法令改正に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月27日	I－7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	庄原市総務部総務課 727-8501 広島県庄原市中本町一丁目10番1号 0824-73-0111	庄原市生活福祉部児童福祉課 727-8501 広島県庄原市中本町一丁目10番1号 0824-73-1192	事後	再評価に伴う記載の修正
令和7年3月27日	I－9 規則第9条第2項の適用	—	—	事後	様式変更に伴う項目の追加
令和7年3月27日	IIしきい値判断項目 1.対象人数いつ時点の計数か	平成31年2月1日時点	令和7年2月19日時点	事後	しきい値基準日の変更
令和7年3月27日	IIしきい値判断項目 2取扱者数いつの時点の計数か	平成31年2月1日時点	令和7年2月19日時点	事後	しきい値基準日の変更
令和7年3月27日	IV－8 人手を介在させる作業	—	人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か 十分である 判断の根拠 「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」に従い、申請時には本人からのマイナンバー取得と本人確認を厳守している。	事後	様式変更に伴う項目の追加
令和7年3月27日	IV－11 最も優先度が高いと考えられる対策	—	最も優先度が高いと考えられる対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 対策は十分か【再掲】 十分である 判断の根拠 システムへのアクセス可能な職員は、ICカードとパスワードによる認証によって限定しており、アクセス権限の適正な管理を行っている。	事後	様式変更に伴う項目の追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明